

中小企業の資金繰りを支えます！

瀬戸市小口事業資金融資制度

お得なポイント！

- 小規模企業振興資金より0.4%の優遇金利
- 信用保証料の50%を補助(上限15万円) ※別途申込が必要

対象となるかた	市内に主たる事業所を持つ従業員数 20 人（商業・サービス業 5 人）以下の中小企業者で、申込日より 6 か月以上前から市内で同一事業を営んでいる方（ただし税金の未納がない方・法人の場合は代表者も含む）									
資金使途	運転資金・設備資金									
貸付限度額	1,250 万円以内（ただし既存の保証協会の保証付融資残高を含みます）									
貸付期間	運転資金 7 年以内、設備資金 10 年以内									
貸付利率(R8.10.1 現在)	3 年以内	1. 6 %								
	3 年超 5 年以内	1. 7 %								
	5 年超 7 年以内	1. 8 %								
	7 年超 10 年以内	1. 9 %（設備のみ）								
	（小規模企業等振興資金 小口資金（振小）の利率よりも 0. 4 %減）									
貸付方法	原則として証書貸付									
返済方法	分割返済（6 か月据置くことができます）									
連帯保証人	原則として、法人の代表者以外は不要									
担 保	原則として、無担保									
保証料率	(単位：年率%)									
	料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

【取扱い金融機関】 瀬戸信用金庫、大垣共立銀行、十六銀行、あいち銀行、名古屋銀行

お問合せ・相談窓口

上記取扱い金融機関または、瀬戸市役所商工観光課商工金融係（瀬戸蔵 3 階）

TEL 0561-88-2651